

令和6年度補正予算案における省エネ支援パッケージ

2025年2月
近畿経済産業局
エネルギー対策課

令和6年度補正予算案における省エネ支援パッケージ

設備投資と省エネ診断に対する支援で、GXへの第一歩として省エネを強力に促進

1. 省エネ・非化石転換設備への更新支援

- 昨年度、省エネ設備への更新に対して、3年間で7,000億円規模の予算により、複数年の投資計画に切れ目なく支援することとした。今年度は、本取り組みを継続しつつ、以下により更に取り組みを強化【600億円】（国庫債務負担行為含め総額2,375億円）
 - ニーズの高かった設備単位の更新を支援するⅢ型について、予算規模を拡充
 - 工場全体で高い省エネ効果を求めるⅠ型や電化・脱炭素化を求めるⅡ型について、工事費用の追加など補助対象等の見直しを行いつつ、特に中小企業の積極的な活用（大規模投資）を促す
- 高効率機器（空調、照明、給湯）と外皮の高断熱化（断熱窓・断熱材）の導入を一体で進めることで、既存の建築物（事務所、学校、商業施設、病院等）を効率的に省エネ改修する支援策（環境省事業）を実施。【112億円】（国庫債務負担行為含め総額344億円）

2. 省エネ診断

- 工場・事業所のエネルギー消費量等の見える化を行い、改善提案を行う省エネ診断により、省エネの取り組みを行う中小企業の裾野を広げる。今年度からは、デジタル技術を活用した見える化を促進する診断メニューを加えて、より効果的な省エネ対策を後押しする。加えて、省エネ・地域パートナーシップにより地域の金融機関・省エネ支援機関と連携し、中小企業の省エネ診断の活用を促進することを目指す【34億円】

経産省・国交省・環境省の3省連携による住宅の省エネ化支援

3. 省エネ住宅支援

- 住宅のヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入において、高性能な給湯器（高効率な機種や、昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等）に対して集中的に支援【580億円】。また、設置スペース等の都合からヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）導入の支援を実施【50億円】
- これらの措置を、環境省による住宅の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援【1,350億円】、国交省によるZEH水準の住宅支援【1,750億円】、環境省によるZEH水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅支援【500億円】と合わせて、3省連携でワンストップ対応で実施。

※「重点支援地方交付金」により、全国各地の自治体によるエアコン・冷蔵庫等の省エネ家電買い換え支援や賃貸集合住宅向けの断熱窓への改修支援を促進。

省エネ・非化石転換補助金

【国庫債務負担行為含め総額 2,375億円】

※令和6年度補正予算案額：600億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギー管理システムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- I型に中小企業投資促進枠を創設するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

(I) 工場・事業場型

※旧A B類型

- 工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに 対して補助
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大） 等
 - 補助上限額：15億円 等
- ※中小企業投資枠等を追加**

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。

(II) 電化・脱炭素燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助
 - 補助率：1/2
 - 補助上限額：3億円 等
- ※中小企業のみ工事費を補助対象に追加**

【キュボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



(III) 設備単位型

※旧C類型

- リストから選択する機器への更新を補助
 - 補助率：1/3
 - 補助上限額：1億円
- ※省エネ要件を追加**

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



(IV) EMS型

- EMSの導入を補助
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）
 - 補助上限額：1億円
- ※省エネ要件を見直し**

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



【参考】前年からの変更点（I型：工場・事業場型）

- 工場・事業所全体での、大規模な省エネ投資をより促進するため、省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）の組み合わせによる事業所等全体での取組を補助対象に追加。
- また、中小企業においても大規模な省エネ投資を促すため、「中小企業投資促進枠」を創設。

事業区分		(I) 工場・事業場型 ～生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る～		
		先進枠	一般枠	中小企業 投資促進枠
補助対象		先進設備・システム	オーダーメイド設備又は指定設備	
省エネ要件		①省エネ率等：30%以上 ②省エネ量等：1,000kL以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	①10%以上 ②700kL以上 ③7%以上	①7%以上 ②500kL以上 ③5%以上 ※指定するフォーマットにより目標・計画の作成・公表が必要（目標は一般枠の効果）
投資回収要件		・投資回収年数が5年以上であること		・投資回収年数が 3年 以上であること
補助率	大企業	1／2	1／3 ※投資回収年数が7年未満の事業は1／4	—
	中小企業	2／3	1／2 ※投資回収年数が7年未満の事業は1／3	1／2 ※投資回収年数が 5年 未満の事業は1／3
補助金 限度額	大企業	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業もしくは連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)		—
	中小企業	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)		上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)

※年間のエネルギー使用量が1,500kL以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

【参考】前年からの変更点（Ⅱ型：電化・脱炭素燃転型）

- 燃料転換のための設備更新について、既存設備と配管の取り回しや設置方法が異なることで工事費用が高額となることを踏まえ、負担増の影響を受けやすい中小企業について工事費用も補助対象とする。
- また、ヒートポンプなどについて、更新前設備との併用を認める。

事業区分	(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型 ～電化・低炭素な燃料への転換を伴う設備等への更新を支援～
補助対象	化石燃料から電気への転換及びより低炭素な燃料への転換等、 電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等への更新
補助対象経費	<p style="text-align: center;">工事費・設備費 (電化の場合は付帯設備も対象) ※工事費は中小企業に限る ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める (ただし併用する場合であっても、将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことを求める)</p>
補助率	1／2
補助金限度額	上限：3億円 (電化の場合は5億円)

※年間のエネルギー使用量が1,500kI以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

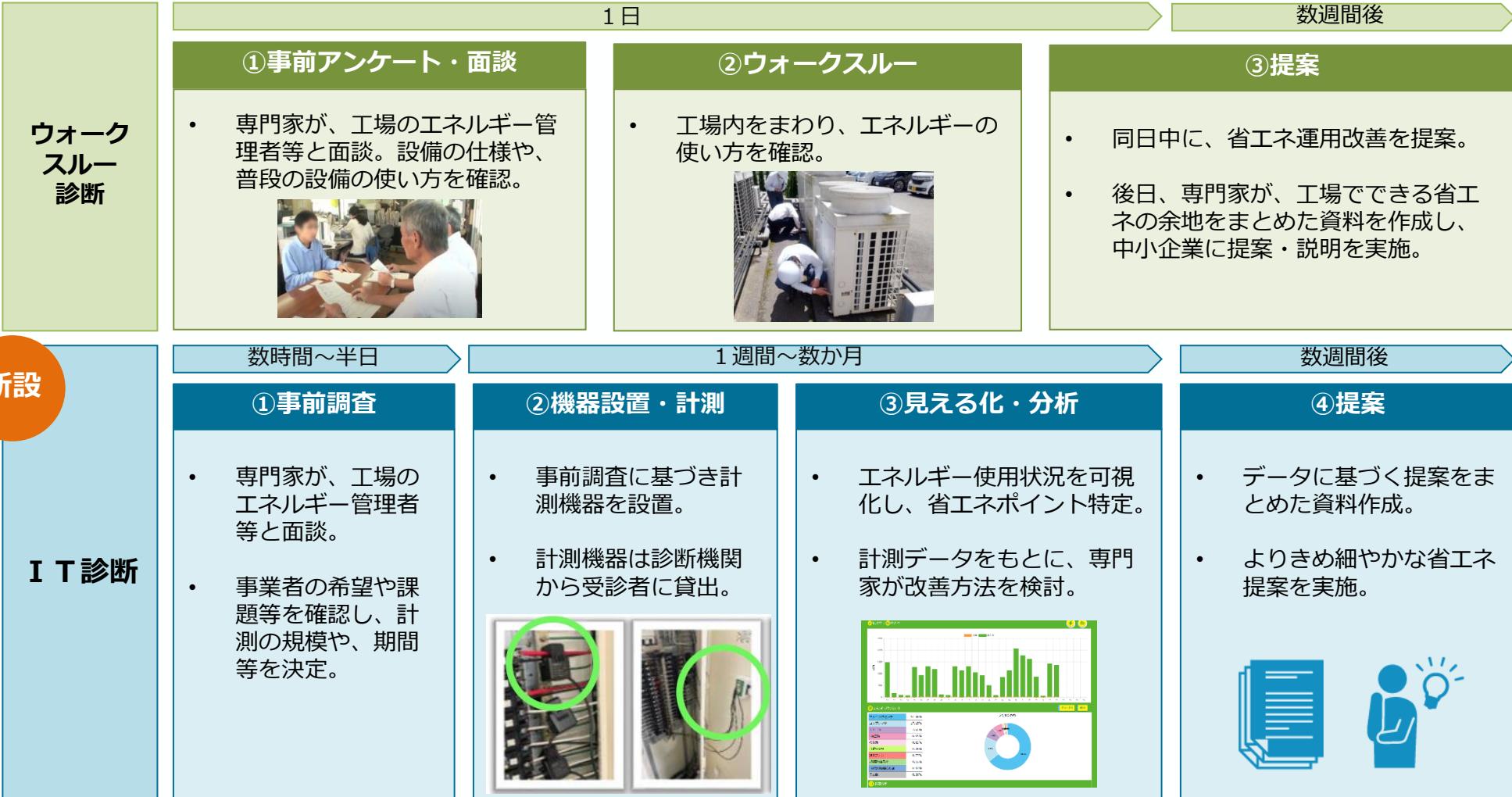
【参考】前年からの変更点（Ⅲ型：設備単位型、Ⅳ型：エネルギー需要最適化型）

- Ⅲ型について、高効率省エネ設備への投資を促進する観点から、省エネ要件を追加。
- Ⅳ型について、デジタル技術を活用したエネルギー消費の見える化、最適化に取り組み、GX・DXを加速する事業者を支援する観点から、従来の要件を見直す。

事業区分	(Ⅲ) 設備単位型 ～指定設備への更新～	事業区分	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型 ～EMSの導入促進～				
補助対象	省エネ効果の高い特定の設備 (指定設備)への更新	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 効果が高いと指定したエネルギー管理システム(指定EMS)を用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 				
省エネ要件	<p>変更①</p> <p>①～③のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kI以上 ③経費当たり省エネ量：1kI/千万円</p>	省エネ要件	<p>変更①</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定EMSを導入する範囲内において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施。 EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表（2%改善を目安） EMSは、導入事業者自らが制御・運用改善に取り組める機能を具備していること。具備していない場合には、運用改善の提案を出来る事業者との契約（補助対象外）を結ぶこと <p>※従来の省エネ効率2%の事前確認要件及び投資回収年数要件は設けない</p>				
補助対象経費	設備費	補助対象経費	設計費・工事費・設備費				
補助率	1／3	補助率	<table border="1"> <tr> <td>大企業</td> <td>1／3</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>1／2</td> </tr> </table>	大企業	1／3	中小企業	1／2
大企業	1／3						
中小企業	1／2						
補助金限度額	上限：1億円	補助金限度額	<p>変更②</p> <table border="1"> <tr> <td>上限：1億円</td> </tr> <tr> <td>下限：30万円（100万円から引き下げ）</td> </tr> </table>	上限：1億円	下限：30万円（100万円から引き下げ）		
上限：1億円							
下限：30万円（100万円から引き下げ）							
その他の要件	<p>変更②</p> <p>・省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者（特定事業者等以外の事業者）については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること（指定するフォーマットで作成）</p>						

※年間のエネルギー使用量が1,500kI以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。 6

- 「具体的に何をやればよいか分からぬ」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を強化。
- これまでのウォークスルーを中心とした診断に加えて、計測機器を用いた設備・プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析・提案に対応するメニュー（IT診断）を追加する。



(参考) 省エネ診断の申請枠組みの詳細

- 今年度より、ウォークスルーによる診断に加えて、診断機関が貸し出すデジタル計測機器で取得したデータを活用した、**きめ細やかな改善提案を行う「IT診断」を追加。**（診断機関は、自身の行う診断内容に応じて登録が可能。）
- また、診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合には、**診断機関による伴走支援（設備更新計画の作成等）を受けることが可能。**（ウォークスルー診断・IT診断のいずれとも組み合わせが可能。）

■ 診断の枠組みと、中小企業の負担額のイメージ

類型	ウォークスルー診断		新設 IT診断	伴走支援
対象	工場・事業所	特定設備のみ (旧: クイック診断)	工場・事業所	工場・事業所
概要	<ul style="list-style-type: none">省エネの専門家が中小企業を訪ね、アドバイスを実施。工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。		<ul style="list-style-type: none">設備・プロセスごとのエネルギー使用状況を計測・分析。計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。	<ul style="list-style-type: none">診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合に受診可能。地域の自治体や金融機関等とも連携し、設備更新計画の作成等を支援。
診断機関		登録診断機関		登録診断機関 (地域での活動要件)
中小企業負担額 のイメージ	【工場・事業所】 15,000円程度 【特定設備のみ】 5,500円程度	(注1)	20,000~50,000円程度 ※大規模診断の場合、最大 200,000円 (いずれも想定)	(注2) 支援内容に応じて設定 ※最大 47,000円程度

(注1) 年間のエネルギー使用量等に応じて変動。原油換算で年間50kl超300kl以下の場合の金額イメージ。最大(3,000kl)の場合、47,000円程度。

(注2) 1設備の場合の金額イメージ。2設備の場合、11,000円程度。3設備の場合、16,500円程度。

今後のスケジュール（想定）

省エネ・非化石転換補助金

【執行団体の公募】

令和6年12月4日開始、令和7年1月～2月頃決定

【申請の開始】

令和7年3月末頃～

【事業期間】（いずれも想定）

（Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ型）交付決定～令和11年1月31日（水）まで

（Ⅲ型）交付決定～令和9年1月29日（金）まで

省エネ診断

【執行団体の公募】

令和6年12月4日開始、令和7年1月～2月頃決定

【診断機関の公募開始】

令和7年2月頃～

【省エネ診断の申込受付】

診断機関決定～令和8年1月まで（想定）

高効率給湯器

【執行団体の公募】

令和6年12月5日開始、令和7年1月～2月頃決定

【申請の開始】

令和7年4月頃～

【申請期間】

申請開始～令和7年12月31日（水）まで（想定）

賃貸給湯器

【執行団体の公募】

令和6年12月5日開始、令和7年1月～2月頃決定

【申請の開始】

令和7年4月頃～

【申請期間】

申請開始～令和7年12月31日（水）まで（想定）